# 訓　令

## ○国税庁訓令第八号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、同施行令並びに同施行規則に基づく権限の一部委任規程（昭和三十七年国税庁訓令第二号）の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成二十四年六月十一日

国税庁長官　川北　力

### 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、同施行令並びに同施行規則に基づく権限の一部委任規程（昭和三十七年国税庁訓令第二号）の一部を改正する訓令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、同施行令並びに同施行規則に基づく権限の一部委任規程（昭和三十七年国税庁訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号中「法第七十二条」を「法第七十三条」に改め、同項第十二号中「法第七十三条第二項」を「法第七十四条第二項」に改める。

第二条中「沖縄地区税関長を含む」の次に「。以下この条において同じ」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、酒類を輸出しようとする酒類製造業者又は酒類販売業者に対する法第八十六条の六第三項の規定による指示権限を税関長に委任する。

**附　則**

この訓令は、平成二十四年七月一日から施行する。